

局内監査(技術)結果の公表について

平成26年度から当局が発注する工事等の設計・施行における法規性、効率性、妥当性等の評価、業務プロセスの最適化を図ることを目的とした局内監査(技術)を毎年実施しています。局内監査を通じて、自律的なチェック体制を構築し、過誤発生の未然防止に努めています。



このたび、令和2年度局内監査(技術)の結果及び措置内容をお知らせします。

令和2年度局内監査（技術）の結果

○監査日程 〈書類審査〉 令和2年8月31日 ～ 同年11月20日
 〈現場審査〉 令和2年8月24日 ～ 同年11月30日

- 監査項目
（主な着眼点）
- （1）請負工事の施工体制（施工体制台帳、工事現場施工体制等チェックシート等）
 - （2）施工管理（出来形管理、品質管理等、仕様書に基づいた施工管理等）
 - （3）安全管理（酸素欠乏危険場所作業、高所作業、保護具の着用等）
 - （4）不適正施工問題に係る再発防止策の実施状況の確認
（施工監理・品質管理等）
 - （5）ISO2200内部審査での指摘に対する改善状況



令和2年度局内監査（技術）は、7課を対象に監査を実施しました。

施工体制台帳の構成の把握に対する指摘



施工体制台帳に記載されている、元請業者が選任している技術者の資格を確認する証明書等があったのに、下請業者から選任されている技術者の資格を確認する証明書等が見当たらなかったんだ。

技術者の資格者証の確認は元請業者だけでなく、下請業者も同様に行うので注意が必要じゃ。



特に「10年以上の実務経歴」の場合の資格証明は要注意だね。



そうじゃな。このことは【水道局における「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の運用】に記載されておるんじゃ。



【規範】

【水道局における「大阪市請負工事施工体制確認マニュアル」の運用】

主任技術者

主任技術者は、建設業法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。（資格者証の写しを添付させること。）特に「10年以上の実務経歴」の場合の資格証明は、雇用している会社の証明が必要で、かつ「実務経験」の履歴書の添付が必要です。

〈措置内容〉

受注者に対し、下請業者の技術者資格について、確認できる書類を提出するよう指導します。

《継続的な取組み》

監督員研修の際に継続して周知を行います。
新規受注者に対し、初回協議時に周知し確認します。



掲示する標識等に対する指摘

工事現場には「建設業の許可票」や「労災保険関係成立票」、「施工体系図」などを掲示しないといけないんだよね。
けど、施工体系図が不明瞭で掲示している内容がよく分からないな・・・



せっかく掲示していても
内容が読み取れないようでは意味がないのう。



【建設業法】

第24条の7第4項

当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。



〈措置内容〉

- ・受注者に対して、改善するよう指導を行いました。
- ・関係職員に対して、施工管理会議にて周知を行いました。

《継続的な取組み》

監督員研修の際に継続して周知を行います。



工事現場に標識等を掲示するときは、ただ掲示しておればよいのではなく、みんながわかりやすく確認できるように心掛けたいものじゃな。

さいごに一つ。
平成30年度定期監査等（大阪市監査委員監査）において、
「再発防止策全般について適宜その有効性を検証し、必要に応じて改善するなど、より実効性のある取組を進めること」と指摘をいただいたんじゃ。



この指摘は、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。
ってことだよね。



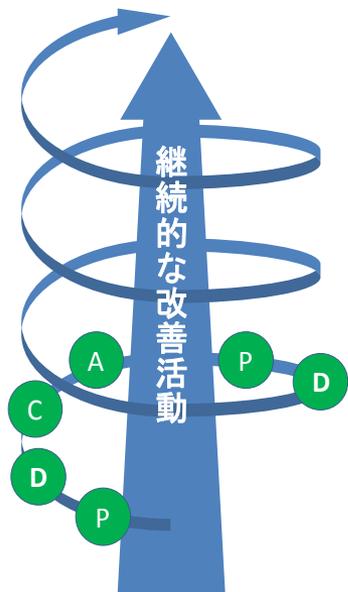
その通りじゃ。
不適正工事が発覚し、水道局として再発防止策を掲げ、工事管理を行っているところである。
ただ、その再発防止策の効果・有効性を検証し、必要があれば改善する・・・工事の品質を向上させるためにはとても重要なことじゃな！



今回は、2事例を報告させていただきました。
監査担当は、最後に記載させていただきました「有効性の検証」が“肝”だと感じています。

有効性の検証とは、まさに『PDCA』サイクルを回すこと。

様々な監査指摘に対する措置内容や継続的な取組みが実践され、効果的であるか、今後も『PDCA』を回すことで、工事の品質を向上できるよう継続的に取り組んでいきます。



P : Plan (計画)
D : Do (実行)
C : Check (評価)
A : Action (改善)

